

# 「原野商法」の 二次被害のトラブル多発

「土地を買い取ります」などの勧誘にはご注意を！

## 勧誘の手口は？

①過去に原野等の土地を購入した消費者に対して、電話や自宅を訪問して「土地を買い取る」と勧誘がきます。



②土地が売れると安どしているところで様々な理由をつけて金銭の支払を要求してきます。



③要求された金銭を支払った後、自分の土地の売却代金の支払は受けられず、業者とは連絡がつかなくなることが多いです。



## 注意するポイント

### 「土地を買い取る」「お金は後で返す」は常套句！

原野商法により取得した土地について、「土地を買い取る」などといった勧説があった場合、土地の売却と別の土地の購入がセットになっていたり、後々、測量代や手続費用、節税対策と称して代金を請求されたりします。



「お金は後で返す」と言われても、その後、事業者とは連絡が取れなくなることが多いので、きっぱりと断りましょう。



### ひとりで決めずに、まずは相談！

一度お金を支払ってしまうと、そのお金を取り戻すことは非常に困難です。

根拠がはっきりしない代金の請求があるなど、少しでも不審な点を感じたら、すぐにお金を支払うことは絶対にせず、家族や消費生活センター等に相談しましょう。

原野商法の二次被害のトラブルでは、高齢者が被害に遭うケースが目立ちます。

周りの人も、悩んでいる様子がないか、高齢者の日常生活に変化が生じていないか気を配りましょう。



困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。  
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター『イヤヤン』

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188



契約してしまったが、解約したい…

# そんなときは、クーリング・オフ！

訪問販売や電話勧誘販売による取引は、

契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約解除ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

## 「クーリング・オフ」ってどうやるの？



### クーリング・オフの方法

- ① 必ずハガキなどの書面で行います。
- ② 契約年月日、契約した土地の地番、契約金額、販売会社、担当者名、「この契約を解除します」ということを書きます。  
あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、特定記録郵便又は簡易書留などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。  
諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

### 書面の記載例

切手

□□□□□□

××県×市×町×丁目×番×号

株式会社××× 御中

**通知書**

この契約を解除します。

契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
契約した 土地の地番	〇〇県〇〇市〇〇 □□□-□□□□
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社 ××× □□営業所 担当者△△△△

支払った代金〇〇円を返金してください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。  
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188 いやや!

